

【建設関連業務委託に係る測量・設計・地質調査】

(別紙)

入札参加者の皆様へ

建設関連業務委託の最低制限価格については、下記のとおり算定することとしましたので、お知らせします。

記

- 1 単独の建設関連業務（測量，設計，地質調査）委託に係る最低制限価格の算定方法  
次のそれぞれの式で得られた額（円未満の端数は切り捨て）の千円未満を切り上げた額とする。
  - ・ 測量業務の最低制限価格 = 予定価格 × 82%
  - ・ 設計業務の最低制限価格 = 予定価格 × 81%
  - ・ 地質調査業務の最低制限価格 = 予定価格 × 85%
  
- 2 複数の業務（測量，設計，地質調査）からなる最低制限価格の算定方法  
複数の業務（測量，設計，地質調査）からなる最低制限価格は，業務ごとの予定価格を構成する設計額（業務価格＋税）に，各々の率（測量業務は82%，設計業務は81%，地質調査業務は85%）を乗じて得た額（円未満の端数は切り捨て）の合計額の千円未満を切り上げた額とする。  
ただし，地質調査業務の「解析等調査業務費」は，地質調査業務として取扱うこと。
  
- 3 この取り扱いについては，令和6年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設関連業務委託契約から適用する。